

所沢市災害時協力登録車制度車両登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内で災害による大規模停電が発生し、又は発生のおそれのある場合において、避難所等における緊急電源となる車両の確保のためにあらかじめ市民等の車両を登録する所沢市災害時協力登録車制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象車両)

第2条 所沢市災害時協力登録車制度への登録（以下「登録」という。）を行うことができる車両は、市内に在住し、若しくは在勤する者又は市内に本店、支店若しくは事業所を有する法人が所有し、外部給電が可能な電気自動車又は燃料電池自動車とする。

(登録の申込み)

第3条 登録を希望する者は、所沢市災害時協力登録車制度登録申込書（様式第1号）に、登録を希望する車両の自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添付して、市長に提出するものとする。

(登録等)

第4条 市長は、前条に規定する申込書等を審査し、適当と認めるときは、当該車両を登録し、参集する避難所等を指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、登録の申込みをした者に所沢市災害時協力登録車制度登録及び参集避難所等決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 市長は、登録をした者（以下「登録者」という。）に対し、活動に使用する車両を確認するための登録カードを交付するものとする。

(登録の期間)

第5条 前条第1項の規定により登録を受けた車両（以下「登録車両」という。）の登録期間は、同条第2項の規定による通知書を登録者に発送した日（以下「通知日」という。）から通知日の属する年度の3月31日又は車検証の有効期間の満了する日のいずれか早い日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、登録期間が当該年度の3月31日である登録車両については、当該登録期間内に、翌年度の登録について解除の申出がないときは、登録期間を翌年度の3月31日又は車検証の有効期間の満了する日のいずれか早い日まで延長するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、登録車両の車検証の記載内容に変更があったときは、所沢市災害時協力登録車制度登録内容変更届出書（様式第3号）に変更後の車検証の写しを添付して、速やかに市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出により、登録期間が車検証の有効期間の満了する日までの登録車両について車検証の有効期間が延長されたことを確認したときは、前条の規定に準じて登録期間を延長するものとする。
- 3 第1項の規定による届出により、参集する避難所等を変更することが適当であると市長が認めたときは、登録者に対し新たに参集する避難所等を通知するものとする。

(登録の解除の申出等)

第7条 登録者は、登録の解除を受けようとするときは、所沢市災害時協力登録車制度登録解除申出書(様式第4号)に登録カードを添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、所沢市災害時協力登録車制度登録解除通知書(様式第5号)を登録者に送付するものとする。

(登録の解除)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 登録者が死亡したとき。
 - (2) 登録者が心身の故障のため、活動に支障があり、又はこれに堪えないとき。
 - (3) 登録者と2年以上連絡が取れないとき。
 - (4) 登録車両が第2条の規定に該当しなくなったとき。
 - (5) 登録者又は登録車両の登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
 - (6) その他登録が不相当と市長が認めたとき。
- 2 登録者は、前項の規定によりその登録を解除されたときは、速やかに登録カードを返却しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定により登録を解除したときは、所沢市災害時協力登録車制度登録解除通知書により登録者に通知するものとする。

(活動の内容)

第9条 登録者又は登録者から依頼を受けた者(以下これらを「協力者」という。)は、市長から要請を受けたときは、次の活動を行うよう努めるものとする。

- (1) 指定された避難所等へ登録車両により参集すること。
 - (2) 指定された避難所等の担当職員の指示に従い、登録車両からの給電を行うこと。
 - (3) 登録車両の撤収を行うこと。
- 2 協力者は、活動に当たり登録カードを携帯するものとする。

(報酬等)

第10条 協力者の活動に対する報酬は、支給しないものとする。

2 協力者が活動に要する費用は、自己負担とする。ただし、活動に要する電力の充電代金の実費相当額は、市が負担するものとする。

3 協力者が活動に当たり負傷又は死亡したときは、市が加入するボランティア保険の規定により保険金を支払う。

4 登録車両が市の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、市は、その損害を賠償する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。